令和3年度

西粟倉村簡易水道事業特別会計補正予算

(第3号)

令和3年度西粟倉村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

令和3年度西粟倉村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,053千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,118千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出 予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為補正」 による。

(地方債補正)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び 償還の方法は「第3表地方債補正」による。

> 令和3年12月 日 提出 西栗倉村長青木秀樹 令和3年12月 日 議決 西栗倉村議会議長 金 田 豊 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
1 分担金及び負担金		2, 533	1, 047	3, 580
	1 分担金	2, 533	1, 047	3, 580
3 繰入金		49, 268	△100	49, 168
	1 一般会計繰入金	49, 268	△100	49, 168
6 村債		5, 000	△5, 000	0
	1 村債	5, 000	△5, 000	0
歳 入	合 計	82, 171	△4, 053	78, 118

歳 出

(単位:千円)

款		Į	頁	補 正 前 予 算 額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費				12, 999	△5, 100	7, 899
		1 総務管理費		12, 999	△5, 100	7, 899
2 水道事業費				20, 781	1, 047	21,828
		1 簡易水道費		20, 781	1, 047	21, 828
歳	出	合	計	82, 171	△4, 053	78, 118

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事項	期間	限度額
公営企業会計適用事業(簡水)	自:令和3年度 至:令和4年度	5, 100

第3表 地 方 債 補 正

(単位:千円)

		補	正前				補	正 後	(
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1. 簡易水道事業	5, 000	証書発行	見直し方式で借り入び地方の一直において、一方式で開発の一方式で開発の一方式で開発の一方式で開発の一方式で開発の一方式で開発を開発を開発を開発しまり、	政府資金に付出る では、債と政間を出ていますの財期には、債と政間を担合してはといるの財別には、債と政間を担合してはといる。 は、債と政間を担合していますができる。 は、債と政間を担合していますができる。 は、債と政間を担合していますができる。 は、債と政間を担合していますが、債と政間を対していますが、債と政間を対していますが、債と政間を対していますが、債と政間を対していますが、債と政間を対していますが、債と政間を対していますが、債と政間を対していますが、債と政間を対していますが、債と政制を対していますが、債と政制を対していますが、債と政制を対していますが、債と政制を対していますが、債と政制を対していますが、債と政制を対していますが、債と政制を対していますが、債と政制を対していますが、債と政制を対していますが、債と政制を対していますが、債と対していますが、債と対していますが、債と対していますが、債と対していますが、債と対していますが、債と対していますが、債と対していますが、債と対していますが、債と対していますが、対していますがが、対していますが、対していまりが、対していますが、対していますが、対していますが、対していますが、対していますが、対していまりが、対していますが、対していまりが、対しないまりが、対していまりが、対しないまりが、対しないまりが、対しないまりが、対しないまりが、対しないまりが、対しないまりが、対しないまりが、対しないまりが、対しないまりが、対しないまりが、はなりはなりではなりではなりが、はなりではなりではなりではなりではなりまりが、はなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりではなりで	1. 簡易水道事業	0	証書発行	見直し方式で借り入れる政府で借資金及び地方公共団体金融機構についたで、利率に対したでは、	政府資金についよけについようは、債を体制をはなる。 を紹行をはいるをはいるのでは、債をの間では、債をの間では、の間では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の

2. 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位 : 千円)

				節			
目	補正前の額	補正額	計	区 分	金額	説	明
1 簡易水道事業分担金	2, 533	1, 047	3, 580	1 簡易水道建	1, 047	新規加入金	176
				設事業費分		新規加入金 影石1戸 176,000	円
				担金		工事負担金	871
						工事負担金 グループホームどで	611,000円
						工事負担金 影石1戸 260,000	円
計	2, 533	1,047	3, 580				

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

				節					
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額		説	明	
1 一般会計繰入金	49, 268	△ 100	49, 168	1 一般会計繰	△ 100	一般会計繰入金			△ 100
				入金					
計	49, 268	△ 100	49, 168						

(款) 6 村債

(項) 1 村債

(単位 : 千円)

				節				
目	補正前の額	補正額	=	区分	金額	説	明	
1 簡易水道事業	5, 000	△ 5,000	0	1 簡易水道整	△ 5,000	公営企業会計適用事業(簡水)		△ 5,000
				備事業債				
計	5,000	△ 5,000	0					

簡易水道事業特別会計

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

									補	正額の	財 源 内	訳	節					
目	補正前の額 補 正 額	正前の額 補 正 額 計		特	定財	源	一般財源	区 分	金額	説		明						
				国県支出金	地方債	その他		区分	並 領									
1 一般管理費	12, 999	△5, 100	7, 899		△5,000		△100	12 委託料	△5, 100	委託料(物)	△5, 100	公営企業会計適用事業	△5, 100					
計	12, 999	△5, 100	7, 899		△5,000		△100											

(款) 2 水道事業費

(項) 1 簡易水道費

				補 正 額 の 財 源 内 訳			節						
目 補正前の額 補 正 額	補正額	補正額計		定 財	源	. 6几 日子 3百	F /	金額	説		明		
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分	金額					
1 維持管理費	19, 436	299	19, 735			299	0	10 需用費	299	消耗品費	299	経常維持管理費	299
2 簡易水道施設	1, 345	748	2, 093			748	0	14 工事請負費	748	工事請負費	748	受託工事事業	748
建設事業費													
計	20, 781	1,047	21, 828			1,047	0						

(単位 : 千円)

(単位 : 千円)